

事務所だより12月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488



霜寒の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

11月29日は、第74回税理士試験の合格発表でした。私は第52回試験に合格したので20年以上経ちました。皆様に助けてもらったの20年でした。本当に感謝ですm(_ _)m。

その合格発表、『官報』に載るのですが、今年から受験番号のみが記載されることになりました。専門学校で講師をしている立場から受講生の名前が載るのが楽しみで、8時20分からパソコンの前で待機していたのですが（インターネットでの発表は8時30分から）、楽しみが一つ減りました(;_;)。個人情報保護の点から仕方がないとは思いますが…。

合格発表が終わると、12月です。今年は1月1日から能登半島で地震があり、1月2日には日航機と海上保安機が羽田空港で衝突しました。新年早々だったので、「今年はどうなる？」と不安が募りました。その後も宮崎では地震や大雨、愛媛でも地震があり、8月には、南海トラフ地震臨時情報が発報されました。このときは、本当にビビって避難用具を準備しました。また、夏の暑さも異常で、今年史上最も暑い年になりました。外出に日傘が欠かせなくなっています(^_^;)。

一方、7月には、パリオリンピックが開催され、日本はメダルを45個獲得、パラリンピックではメダル41個と大活躍でした。さらに大リーグ、ドジャースの大谷選手が『50-50』を達成し、大リーグの賞を総ナメしました。日本人が大リーグでここまで活躍するなんて、ちょっと前は考えられませんでした。野球にサッカー、バスケット日本人が世界で活躍するのは嬉しいですね(^_^)。

さて、来年は、どんな年になるのでしょうか？政治は、石破内閣が誕生しました。ただ、衆議院は与党が過半数を割っています。目先ではなく日本の未来を考えて政策策定・遂行をして欲しいです。『蛇』に睨まれて何も進まない年にならないように祈ります。

では、事務所だより12月号をお送りします。今年1年、本当にお世話になりました。よいお年をお迎えください。

やっとな秋らしくなりました



☆ お知らせ (2024年12月の税務)

期限	項目
12月10日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付
翌年1月6日	10月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	4月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出(本年最後の給与の支払を受ける日の前日)
	給与所得の年末調整(本年最後の給与の支払をするとき)
	固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付 (12月中において市町村の条例で定める日)

☆ 1月20日は、納期限の特例を選択している方の源泉所得税の納期限です。半年分を納付しますので、資金繰りにご注意ください。

☆ 1月になると確定申告まであつという間です。ご準備方、よろしくお願いたします。

☆ 結局どうなった？電子取引データの保存方法

◆大騒ぎした電子帳簿保存法

電子帳簿保存法の電子取引データの保存は、令和6年1月からは保存要件に従って行うことが義務付けられました。ただし、令和5年までに措置された「宥恕措置」に代わり令和6年からも「猶予措置」が用意されており、なし崩し的に緩やかなルールに落ち着いたという感想です。

では、実際に個人事業者・法人が「最低限何をやらなければならないのか」を見てみましょう。

◆最低限の前に、求められていること

電子取引データのデータ保存には大きく2つのことを求められています。「可視性の確保」と「真実性の確保」です。

可視性の確保とは、モニタや操作説明書の備付けと検索要件の充足で、真実性の確保とは、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定の制定と遵守です。要するに取引データをPCで検索できるようにしておくのと、データの訂正や削除をする際の規定を作っておきなさい、ということです。

ただし、検索要件については、2課税年度前の売上高が5,000万円以下か、電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理してあり、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば不要です。

◆ 最低限必要なのは「できない理由」？

電子取引データの保存の要件を満たせない場合でも「猶予措置」が設けられていて、その要件は「ルールに従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、所属税務署長が相当の理由があると認める場合」と「税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求めか、電子取引データを印刷したものの提示や提出の求めに応じることができるようにしている場合」を満たしていることです。ちなみに「相当の理由」について事前申請等は不要です。

つまり、「人手不足」「資金不足」「システム整備が間に合わない」等のできない理由の準備と、電子取引データを消さないように保存しておけば、現状最低限、電子取引データの保存については大丈夫ということになります。

ただ、経理のICT化・DX化は生産性UPにも繋がります。電子帳簿保存についても、自社のタイミングでルール策定やシステム改修をご検討ください。

☆ 税額ゼロの事業専従者の定額減税の取り扱い

定額減税では納税者本人とその同一生計配偶者、扶養親族について所得税1人当たり3万円、個人住民税1人当たり1万円を納税者本人の所得税額、個人住民税所得割額から控除し、控除しきれない場合は1万円単位に切り上げて調整給付が行われます。

◆ 所得税、住民税所得割額ゼロの人にも給付

ところで青色申告や白色申告の事業専従者や合計所得金額48万円超の人は、同一生計配偶者や扶養親族に該当しないため、納税者本人の定額減税の対象者になりません。これらの人は自身の所得税額や個人住民税所得割額から減税額を控除することとなるのですが、所得がゼロ、又は所得が少なく、所得控除や税額控除による所得税額や個人住民税所得割額がない人の場合は、定額減税の適用を受けることができません。

しかし、これらの人にも一定の要件のもと原則4万円の調整給付（不足額給付）がされます。内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の「よくあるご質問（2024年7月1日更新）」及び国税庁「定額減税特設サイト」のQ&A（予定納税・確定申告関係）【令和6年8月改訂版】には、これらの人も調整給付（不足額給付）の対象となることが掲載され

ています。

◆ 不足額給付を受けるための要件

事業専従者や合計所得金額48万円超の人が不足額給付を受けるためには、

- ① 所得税および個人住民税所得割について定額減税前税額がゼロであること。
- ② 低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）を受給していないこと。
- ③ 市区町村への申請手続き（必要書類の添付）が必要となります。

◆ 申請手続きは市区町村に確認する

不足額給付の給付時期は令和6年分の所得税と定額減税の実績額が確定する令和7年以降になります。具体的な給付時期や申請手続き、必要書類については、市区町村による今後の案内を確認する必要があります。なお、申請を不要とする市区町村もあると案内されています。

◆ 趣旨から考えれば支給は当然ともいえる

定額減税は政府の経済対策として賃金上昇が物価上昇に追い付いていない中で国民全体を視野に入れて税制と給付を組み合わせることで、様々な状況にきめ細かに対応することを目的として導入されました。所得税や個人住民税所得割ゼロの事業専従者や合計所得金額48万円超の人にも支給することは制度の趣旨に合うといえます。

☆ ノーベル賞の賞金と税金

今年のノーベル平和賞を、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本被団協＝日本原水爆被害者団体協議会が受賞しました。日本被団協は47都道府県それぞれにある被爆者団体の協議会で、「被爆者唯一の全国組織」です。賞金は1,100万スウェーデンクローナ（約1億6千万円）となります。

今回の受賞に関連したニュースであまり語られていない税金について考えてみましょう。結論から記すと、ノーベル賞の賞金には基本的に税金はかかりません。ただし経済学賞に限っては課税対象。というのも、賞金で非課税となるのは「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品」とされていて、経済学賞だけはスウェーデン国立銀行から交付されるものなので、課税対象となっています。

ノーベル賞受賞者のなかには、研究機関や活動団体などに賞金を寄付する場合があります。寄付先が国立大学法人や学校法人への寄付は一般的に税制優遇の対象となります。具体的には、総所得金額の4割を上限に、寄付金額から2千円を差し引いた金額を所得から控除することが可能です。